

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議 文科省

文部科学省では、障害児者が一生涯にわたり自らの可能性を追求するとともに、地域の一人として豊かな人生を送ることができるよう平成29年度より、省内に「障害者学習支援推進室」を設置し、厚生労働省を含めた関係部局と連携しつつ、多様な学習活動の充実に関する取組を進めている。

特に、平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年4月の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務であると考え、文部科学省では新たに「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、スポーツ・文化も含めた障害者の学びの現状や課題を分析しつつ、その推進方策を検討していくこととなった。

第1回検討会は3月20日(水)に、第2回・第3回検討会は4月18日(水)・27日(金)に開催され、障害当事者のニーズ・課題等についてのヒアリングが行われた。今後、8月まで月1～2回の協議を行なっていく予定だ。

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」における検討事項(案)

1. 検討の背景

(1)障害者が社会生活を自立して送るためには学校卒業後の学びを継続する必要があること

○今後の社会において、一人一人が社会で自立して生きるためには、生涯を通じて必要な学習を行い、資質・能力を高めていく必要がある。このことは、障害のある者にとっても同様であるだけでなく、むしろ、障害の特性を踏まえれば、学校段階で身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長することはもとより、生涯の各段階で必要な学びの場を持ち、実生活に生かすための適切な支援を受ける必要性は、障害のない者よりも格段に大きい。

○現在も、障害のある子供たちに対しては、学校教育段階から将来を見据えた教育活動(自立活動やキャリア教育等)が展開されているが、学校卒業後の社会生活を自立して送

るため、学校で身に付けた資質・能力を維持し、実生活や実社会の場面で実践できるようにするとともに、更に各ライフステージで必要な学びを継続し、実践につなげていく必要がある。

しかしながら、障害者が、学校卒業後にそのような学習の機会を十分に得ることは困難な状況にあり、このために、学校段階までの過程で身に付けた資質・能力自体がその後低下するケースもあると指摘されている。

○また、「公共」や「保健体育」などの自立して社会生活を営む力の育成に関わる内容(※)については特別支援学校高等部等の3年間でしっかりと指導を行うだけでなく、障害の特性を踏まえ、その後の実生活にも即しながら、ライフステージ全体を通じ必要な学習を継続的に行う必要がある。

(※)高等学校の学習指導要領改訂(平成29年度中)の動向を踏まえつつ、特別支援学校高等部学習指導要領の「社会」や「保健体育」等の改定について現在検討中。

(2)障害者が、幸福で豊かな生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること

○学習、スポーツ及び文化などの活動は、人々の心のつながりや相互理解の土壌となり、幸福で豊かな生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無に関わらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。

○一方で、障害のない者に対しては豊富に提供されているこれらの学びの機会が、障害者には決して十分ではなく、高等教育機関への進学者も現状では少ない実態の中、学校を卒業してしまうと、こうした機会は少なくなる。

(3)障害者が社会において自らの個性や得意分野を長所として生かす観点から取組も必要であること

○困難な状況にある障害者への支援という観点だけでなく、障害者一人一人の多様な個性や得意分野を長所として生かす観点から、学びに取り組むことも必要である。このことにより、障害者がこれまで十分に伸ばせていなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、地方公共団体をはじめ多様な主体が連携し、一人一人の特性に応じて、学習・スポーツ・文化等の得意分野の成果を発揮するなどの取組も必要である。

(4)障害の有無に関わらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

○障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行、2020年東京オリンピック・パラリンピックを大きな契機の一つとして捉え、障害者が地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に学び支え合って生きていくことができるようにするとともに、障害のない者が、障害のある者との交流や学びの場に積極的に参加するなど、社会における「心のバリアフリー」を推奨し、共生社会の実現につなげていくことが必要である。

2. 検討の方向性

○上記を踏まえ、学校卒業後の障害者の学びについて、現状と課題を分析するとともに「求められる学習内容は何か」「どのような体制で実施すべきか」「一般的な学習機会への障害者の参加を促進するために何が必要か」等を明らかにしつつ、地方公共団体をはじめ多様な主体に求められる方策を提示する。

その際、当事者の目線に立って、障害者のスポーツや文化活動の推進に関するこれまで検討結果や取組の状況等を踏まえつつ、スポーツ・文化を含めた、障害者の学びの充

実のための方策についても検討する。

○また、平成30年度予讃(案)で実施予定の「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」等の状況も踏まえつつ、検討する。

3. 主な検討課題（例）

(1)障害者に真に求められる学習プログラム・実施体制等

～求められる学習は何か、どのような体制で実施すべきか～

【視点1】学校から社会への移行期に特に必要となる学習の在り方

- ・学校段階までの過程で観身に付けた資質・能力を維持・開発するための学習の在り方
- ・多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性をもって物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習の在り方

【視点2】生涯のライフステージにおいて必要となる学習の在り方

- ・生涯の各ライフステージで必要となる、社会生活を自立して生きるために必要な知識やスキル等を身に付け、実生活で実践するための学習の在り方

<内容>

①プログラムの内容

【視点1】特に学校から社会への移行期に必要な内容

○学習内容・方法に関すること

- ・学校段階で身に付けた資質・能力の維持・開発に関する活動
- ・主体的協働的に調べ・まとめ・発表する活動
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習
- ・社会体験や生活体験、農業体験
- ・就業体験、職場実習

【視点2】生涯のライフステージに必要な内容

○個人の生活に必要な知識・スキル

- ・健康の維持・増進
- ・適切な食生活
- ・家庭生活や結婚生活
- ・防犯・防災
- ・ITスキル、情報モラル
- ・家族の介護
- など

○社会生活に必要な知識・スキル

- ・金銭管理、契約
- ・資格や免許に関すること
- ・公共施設等の社会資源の利用
- ・税に関すること
- ・社会保障（年金・保険等）
- ・住民サービス
- ・政治参加
- ・裁判や司法参加
- ・労働法規
- ・地域活動、ボランティア活動
- ・集団生活でのルール、マナー
- ・ストレスマネジメント
- など

○職業において必要な知識・スキル

- ・仕事に関係のある知識の習得や資格の取得
- ・就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得
- など

【視点1】【視点2】に共通して、生涯を通じて必要な内容

- 自立して生きる基礎となる力に関すること
 - ・人と関わる力（例：コミュニケーション能力等）に関わる活動
 - ・主体性をもって物事に取り組む意欲、やり遂げる力に関わる活動 など
- 人生を豊かにする上で必要なスポーツ、文化、教養に関すること
 - ・スポーツ活動（「する」「みる」「ささえる」を含む）
 - ・文化芸術活動（例：鑑賞、自己表現等）
 - ・文化や歴史、自然科学などに関する学習活動
 - ・時事問題や社会問題等に関する学習活動 など

②実施体制等

○多様な主体の強みを生かした効果的な実施体制の在り方、その際の特別支援学校等との接続・連携や、生涯学習、文化、スポーツ、福祉、労働等の関係機関・団体等との効果的な連携の在り方。※福祉・労働等の関連事業の活用を含む。

- ・公民館、生涯学習センター等の社会教育施設
- ・特別支援学校の同窓会組織等
- ・大学（オープンカレッジや公開講座等）
- ・企業、社会福祉法人、NPO法人
- ・実行委員会・コンソシアム等

○特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置、ボランティアの参画等。

(2)一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

～一般的な学習機会への障害者の参加を促進するために何が必要か～

○一般的な学習活動への障害者の参加に係る促進要因・阻害要因を踏まえた効果的な対応策。

○障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の対応（考え方、求められる体制等）

(3)人材の育成・確保、普及啓発 ～基盤の整備のためには何が必要か①～

①人材の育成・確保

- 指導者、コーディネーター等の資質向上や確保の方策
- ボランティアの養成・確保の方策

②普及啓発

- ノウハウの提供・共有の仕組み
- 障害の有無に関わらず共に学ぶ取組を普及するための方策

(4)推進体制の整備等 ～基盤の整備のためには何が必要か②～

①関係者に求められる役割

②必要な体制づくり

③必要な方策

- 当事者のニーズの把握、相談の対応
- 域内の取組の情報収集・提供
- 実施体制等の整備

▽詳細は下記 文部科学省 HP▽

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/O41/index.htm

国交省 バリアフリー基準改正

国土交通省は3月30日、移動円滑化のために必要な旅客施設・車両などの構造・設備基準を定めた「交通バリアフリー基準」と「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改正した。これまで「1メートル以上」としていた駅などのバリアフリールートについて、最短経路化と複数ルート化を義務付けた。

規定がなかった乗り継ぎルートについては最短経路でバリアフリー化することを義務化。別事業者の乗降場との乗り継ぎ円滑化も進めるようにした。

「11人以上」としているエレベーターの大きさも、旅客施設の利用状況に応じた複数化・大型化を義務化。障害者らの優先マーク設置もガイドラインに位置付けた。

<主な改正項目>

- (1) 駅等における移動等円滑化経路（バリアフリー）の最短化・複数化について
- (2) 乗降場間の乗り継ぎルートのバリアフリー化について
- (3) 旅客施設に設けるエレベーターのかごの大きさ等について
- (4) トイレのバリアフリー機能の分散について
- (5) プラットホームからの転落防止について
- (6) プラットホームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消について
- (7) 鉄軌道車両の車椅子スペースについて

▽詳しくは、国交省 HP▽

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000176.html

国交省 多機能トイレの利用マナー向上のための取組み

バリアフリー化の取組みとして、公共交通機関等や公共施設などにおける車いす利用者用トイレの設置義務付けなどを背景に、近年、多機能トイレが数多く設置されてきた。

一方、多機能トイレの機能や設備を真に必要なとする方以外の利用も増えてきている。

国土交通省では、平成23年度に作成したパンフレットをリニューアルするとともに、新たにポスターを作成。

▽詳しくは、国交省 HP▽

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html



SOMPO パラリンアートカップ2018 作品募集

障がい者がアートで夢を叶える世界を作る。そんなパラリンアートの想いをスポーツの力で応援するコンテスト。第3回目を迎える今回は、対象をすべてのスポーツに広げて開催。サッカー、バスケットボールに続いて2019年にワールドカップ日本開催を控えるラグビー選手会も全面協力。

支援の輪が広がるコンテストに、あなたの好きなスポーツを自由に表現した作品をぜひお寄せください。

<テーマ>

スポーツに関するすべてのこと。スポーツをする人（選手）、見る人・応援する人（観客）、スポーツをする場・楽しむ場（スタジアムなど）、スポーツで使われる物（ボールなど）、未来のスポーツなど。種目は単独でも複数（サッカーとラグビー、など）でもかまいません。

<応募資格>

- ・「障がい者手帳」「障がいを証する診断書の写し」「特別支援学校の学生証」のいずれかをお持ちの方で、国籍、年齢は問いません。

個人でもグループでも応募可。学校・団体・企業の場合、同一の学校・団体・企業内の複数のグループでも応募できます。

ただし応募作品は応募者につき1点、グループ応募の場合はグループについて1点とします。

- ・応募時に原画をお送りいただける方（原画は返却しません。また原画の著作権は主催者に帰属します）。
- ・1次審査通過後、パラリンアートにアーティスト登録をしていただける方。

<提出作品>

①A4（210×297mm）以上でA3（297×420mm）以内に収まる作品。

デジタル絵画、色鉛筆画、アクリル画、水彩画、油絵、切り絵、版画、書、刺繍など自由。ただし写真や立体物、スキャニングが困難なほど凹凸のある作品は選考対象外になります。

デジタル絵画の場合は、指定サイズに収まるプリント状態で応募ください。データ自体での応募は不可とします。

②原画のコピー（モノクロでも可）。裏面に下記の「必要事項」を記入のうえ、必ず原画と同封してください。

③「障がい者手帳」「障がいを証する診断書の写し」「特別支援学校学生証の学校名と氏名が確認できる部分」のいずれかのコピー。

パラリンアートへのアーティスト登録済みの方も、コピーの同封をお願いします。

<提出期間>

2018年5月1日（火）～9月14日（金）必着

<送り先>

〒104-0061 東京都中央区銀座4-14-7-301

「パラリンアートカップ2018運営事務局」宛

<問い合わせ先>

パラリンアート2018運営事務局 ☎03-5565-7279 受付時間10時～17時(平日)

E-Mail : paralymartcup2018@jmcom.co.jp

◆詳しくはこちら→ <http://www.asahi.com/sports/events/pacup/>

厚生労働省調査 障害者 推計936万人

厚生労働省は4月9日、平成28年12月時点の日本の障害者（児童を含む）の総数が936万6,000人で、5年前の前回調査委に比べ19%増えたとする推計を明らかにした。そのうち知的障害者は108万2,000人で、前回調査に比べ46%増えた。施設入所の知的障害者は微増だが、在宅の知的障害者が55%増となった。

同日、「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）」の結果を公表した。障害者手帳を持つ在宅障害者（推計）は5年前より17%多い559万4,000人。それに手帳非所持者や施設入所者を足して障害者の総数を936万6,000人（全人口の7.4%）と推計した。

手帳所持者と手帳は持たないものの自立支援給付などを利用している人に生活のしづらさの頻度を尋ねたところ、「毎日」とした人が65歳未満では36%、65歳以上では43%でそれぞれ最多だった。

また、「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している」と回答した人は65歳未満では32%、65歳以上では20%。「介護保険サービスを利用している」とした人は40～65歳未満が9%、65歳以上が36%に上がった。

同調査は障害者施策の基礎資料とするため、5年に1回実施。今回の調査は手帳所持者、難病と診断された人など全国1万2,601人に調査票を配布し、6,175人から有効回答を得た。

障害者数の推計

	2011年度調査	2016年調査	増加率
身体障害者	393万7,000人	436万人	10.7%
知的障害者	74万1,000人	108万2,000人	46.0%
精神障害者	320万9,000人	392万4,000人	22.6%
合計	787万9,000人	936万6,000人	19.9%

(注) 身体障害者、知的障害者には児童を含む。身体障害者には高齢者施設に入所している身体障害者は含まない。

事務局より

* 在宅での入浴介助・支援に関するアンケートについて *

この度、全国の肢体不自由児者・重症心身障害児者が地域で安心して生活できる社会の構築に向け、アンケート調査を実施することとなりました。

一般的に生活の基盤は「食事」「排泄」「日中活動」「入浴」「睡眠」等にありますが。中でも在宅での「入浴」については、子どもの成長に伴い苦勞、課題があります。住居の選択では、特に浴室（バスルーム）を考慮の条件にせざるを得ない状況にあります。

在宅での生活の質の向上を図るため「在宅での入浴介助・支援」の現状を把握することを目的としてアンケートを実施いたします。1人でも多くの方にご回答いただけますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

なお、詳細については4月19日付けで各都道府県肢連宛にメール及びFAXですすでにお送りしております。5月18日（金）までに全肢連事務局に提出下さい。

30年度全肢連定期総会について 詳報のご案内

事務局より各都道府県肢連宛に総会・講演会及び懇親会の最終聞取りを4月23日付文書で発信しました。会場準備の都合上、お手数ですが回答へのご協力よろしくお願いいたします。

*日 時：平成30年5月19日（土）

総 会 午後1時～3時（12時より受付開始）

*会 場：I K E ・ B i z（旧勤労福祉会館）6階 多目的ホール

東京都豊島区西池袋2-37-4

*交 通：J R線、東京メトロ、西武線、東武線 池袋駅西口より徒歩約10分

池袋駅南口より徒歩約7分

*講演会：午後3時10分～4時45分（予定）

①「医療的ケア児等医療情報共有基盤構築について」（仮称）

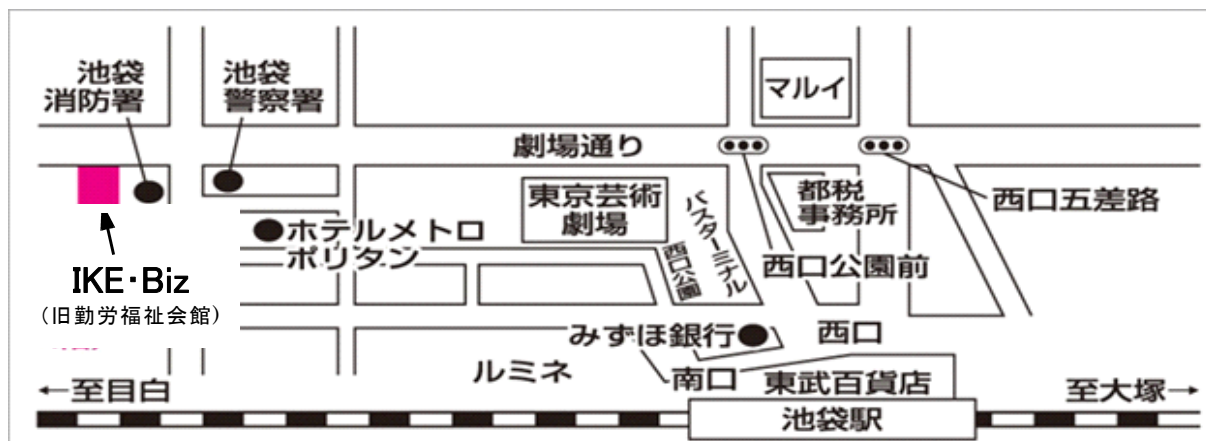
講師：植松潤治（厚労省同調査研究検討会委員）

②「障害者への合理的配慮を示すマークについて」（予定）

講師：九都県市首脳会議事務局

*懇親会：午後5時15分～7時

YRイベントホール 東京都豊島区西池袋1-10-15-4F



5月の行事予定

9日(水)	日本肢体不自由児協会美術展実行委員会	日肢協 会議室
10日(木)	はげみ編集委員会	日肢協 会議室
18日(金)	(財)コカ・コーラ教育環境財団理事会	世界貿易センタービル
	全肢連平成29年度事業・会計監査	全肢連事務局
19日(土)	平成30年度全肢連第1回・第2回理事会	I K E ・ B i z
	平成30年度全肢連通常総会	I K E ・ B i z
21日(月)	平成30年度東肢連総会・講演会	I K E ・ B i z
23日(水)	全社協障害者関係団体連絡協議会総会	全国社会福祉協議会
25日(金)	日本肢体不自由児協会第1回理事会	日肢協 会議室